

付 議 第 2 号

高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案に係る
意見聴取に関する議案

平成 26 年 2 月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 5 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会を経るべき事件の議案について意見を述べること。

第 号

高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案

高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年2月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(高知県手数料徴収条例の一部改正)

第1条 高知県手数料徴収条例(平成12年高知県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第18条の表1の項及び2の項中「第4条第2項」を「第4条第1項」に改める。

第19条の表2の項中「第4条第2項」を「第4条第4項」に改め、同表30の項中「第36条の4第1項」を「第36条の8第1項」に改め、同表31の項中「第36条の4第2項」を「第36条の8第2項」に改める。

第24条の2の見出し中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改め、同条中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改め、同条の表1の項中「第9条第1項」を「第27条第1項」に、「第一種フロン類回収業者の」を「第一種フロン類充填回収業者の」に、「第一種フロン類回収業者登録申請手数料」を「第一種フロン類充填回収業者登録申請手数料」に改め、同表2の項中「第12条第1項」を「第30条第1項」に、「第一種フロン類回収業者の」を「第一種フロン類充填回収業者の」に、「第一種フロン類回収業者登録更新申請手数料」を「第一種フロン類充填回収業者登録更新申請手数料」に改める。

第42条の表3の項中「2,800円」を「2,900円」に改める。

第53条の表1の項中「第31条の2第2項第11号ハ若しくは第62条の3第4項第11号ハ」を「第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハ」に改め、同表2の項中「第31条の2第2項第12号ニ若しくは第62条の3第4項第12号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニ」に改め、同表3の項中「第18条の5第10項又は第38条の5第8項」を「第19条第11項又は第38条の5第9項」に改め、同表4の項中「第18条の5第11項第4号又は第38条の5第9項第4号」を「第19条

第12項第4号又は第38条の5第10項第4号」に改め、同表5の項中「第20条の2第7項又は第38条の4第17項」を「第20条の2第13項又は第38条の4第22項」に改め、同表6の項中「又は第39条の7第10項」を削り、同表7の項中「又は第39条の7第12項」を削る。

(高知県消防法関係手数料徴収条例の一部改正)

第2条 高知県消防法関係手数料徴収条例（平成12年高知県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表1の項中

製造所の設置の許可	指定数量の倍数が10以下のもの	39,000円
	指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	52,000円
	指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	66,000円
	指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	77,000円
	指定数量の倍数が200を超えるもの	91,000円

を

製造所の設置の許可	指定数量の倍数が10以下のもの	39,000円
	指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	52,000円
	指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	66,000円
	指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	77,000円
	指定数量の倍数が200を超えるもの	92,000円

に、「82万円」を「83万円」に、「99万円」を「101万円」に、「110万円」を「112万円」に、「140万円」を「142万円」に、「164万円」を「166万円」に、「385万円」を「388万円」に、「509万円」を「510万円」に、

一般取	指定数量の倍数が10以下のもの	39,000円
-----	-----------------	---------

扱所	指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	52,000円
	指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	66,000円
	指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	77,000円
	指定数量の倍数が200を超えるもの	91,000円

を

一般取扱所	指定数量の倍数が10以下のもの	39,000円
	指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	52,000円
	指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	66,000円
	指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	77,000円
	指定数量の倍数が200を超えるもの	92,000円

に改め、同表5の項中「95万円」を「99万円」に、「165万円」を「172万円」に、「318万円」を「332万円」に、「389万円」を「406万円」に、「445万円」を「465万円」に改め、同表11の項中「41万円」を「43万円」に、「92万円」を「96万円」に、「116万円」を「121万円」に、「283万円」を「295万円」に、「347万円」を「362万円」に、「400万円」を「417万円」に改める。

(高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例の一部改正)

第3条 高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例(平成12年高知県条例第22号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「16,500円」を「17,900円」に改める。

(高知県児童福祉法関係手数料徴収条例の一部改正)

第4条 高知県児童福祉法関係手数料徴収条例(平成17年高知県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号。以下「政令」という。)」を「、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号。以下「政令」という。)及び児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。次条第1項ただし書において「省令」という。)」に改める。

第2条第1項に次のただし書を加える。

ただし、省令第6条の11の2第1項の規定に基づく保育士試験の全部の免除を受けようとする者は、2,400円を県に納付しなければならない。

第2条第2項中「場合」を「場合又は保育士試験の全部の免除が受けられなかった場合」に改め、同条第3項中「申請書」を「保育士試験に係る申請書」に改める。

第3条第1項中「受けようとする者」を「受けようとする者（保育士試験の全部の免除を受けようとする者を含む。）」に改める。

（高知県警察手数料徴収条例の一部改正）

第5条 高知県警察手数料徴収条例（平成12年高知県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第13条の表4の項中「19,000円」を「2万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - （1） 第1条中高知県手数料徴収条例第18条の表及び第53条の表の改正規定 公布の日
 - （2） 第1条中高知県手数料徴収条例第19条の表及び第24条の2の改正規定 規則で定める日
- （経過措置）
- 2 第1条の規定の施行後において同条の規定による改正前の高知県手数料徴収条例の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定の施行後において同条の規定による改正前の高知県消防法関係手数料徴収条例の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。
- 4 第3条の規定の施行後において同条の規定による改正前の高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。
- 5 第5条の規定の施行後において同条の規定による改正前の高知県警察手数料徴収条例の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。

高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案説明

この条例は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正を考慮し、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定に基づく狩猟免許の更新の申請に対する審査に係る手数料、消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づく危険物の製造所の設置の許可等に係る手数料、職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）の規定に基づく技能検定の実技試験の実施に係る手数料並びに道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定に基づく放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う講習の実施に係る手数料の額を改定するとともに、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）の一部改正により保育士試験の全部を免除する特例が設けられることに伴い、当該免除の申請に対する審査に係る手数料を新たに徴収することとし、併せて特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号）の一部改正等に伴い、同法の引用規定の整理等をしようとするものである。

新 旧 対 照 表 旧

高知県児童福祉法関係手数料徴収条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき徴収する児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「政令」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。次条第1項ただし書において「省令」という。）に規定する事務に係る手数料について必要な事項を定めるものとする。

（保育士試験手数料）

第2条 法第18条の8第2項の規定に基づく保育士試験を受けようとする者は、12,700円の保育士試験手数料を県に納付しなければならない。ただし、省令第6条の11の2第1項の規定に基づく保育士試験の全部の免除を受けようとする者は、2,400円を県に納付しなければならない。

2 保育士試験手数料は、これを納付した者が保育士試験を受けなかった場合又は保育士試験の全部の免除が受けられなかった場合においても、還付しない。

3 保育士試験手数料は、保育士試験に係る申請書の提出と同時に納付しなければならない。

（指定試験機関）

第3条 法第18条の9第1項の規定に基づき知事が試験事務の全部

高知県児童福祉法関係手数料徴収条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき徴収する児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「政令」という。）に規定する事務に係る手数料について必要な事項を定めるものとする。

（保育士試験手数料）

第2条 法第18条の8第2項の規定に基づく保育士試験を受けようとする者は、12,700円の保育士試験手数料を県に納付しなければならない。

2 保育士試験手数料は、これを納付した者が保育士試験を受けなかった場合においても、還付しない。

3 保育士試験手数料は、申請書の提出と同時に納付しなければならない。

（指定試験機関）

第3条 法第18条の9第1項の規定に基づき知事が試験事務の全部

又は一部を行わせることとした者（以下この条において「指定試験機関」という。）が行う保育士試験を受けようとする者（保育士試験の全部の免除を受けようとする者を含む。）は、当該指定試験機関の試験事務規程で定めるところにより、前条第1項の保育士試験手数料を当該指定試験機関に納付しなければならない。

2 前項の規定により指定試験機関に納付された保育士試験手数料は、当該指定試験機関の収入とする。

又は一部を行わせることとした者（以下この条において「指定試験機関」という。）が行う保育士試験を受けようとする者は、当該指定試験機関の試験事務規程で定めるところにより、前条第1項の保育士試験手数料を当該指定試験機関に納付しなければならない。

2 前項の規定により指定試験機関に納付された保育士試験手数料は、当該指定試験機関の収入とする。

高知県児童福祉法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

児童福祉法施行規則の一部改正（平成 26 年 4 月 1 日予定）により、保育士試験（筆記試験及び実技試験）の全てを免除する特例が設けられ、併せて、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の一部改正が行われることに伴い、保育士試験の全部の免除の申請に対する審査に係る手数料を新たに規定しようとするもの。

2 保育士試験の全てを免除する特例が設けられる背景

（1）子ども・子育て支援新制度の施行

- ① 就学前児童の教育・保育や地域の子ども・子育て支援などを総合的に推進するため、「子ども・子育て支援法」（平成 24 年法律第 65 号）等に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年度からスタートする予定。
- ② この新制度では、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 77 号）の一部も改正され、学校としての教育及び児童福祉施設としての保育を実施する単一の施設として、「幼保連携型認定こども園」が創設される。
- ③ この施設で保育・教育に従事する職員（保育教諭）には、幼稚園教諭免許と保育士資格（以下「免許・資格」という。）の両方が求められる。

（2）児童福祉法施行規則の一部改正による免許・資格の併有促進

- ① 新制度の施行後 5 年間は経過措置が設けられ、その間は、免許・資格のいずれか一方を有していれば「保育教諭」として勤務できるが、その後は、免許・資格の両方が必須となる。そのため、国では、免許・資格の併有を促進するため、幼稚園教諭免許または保育士資格を有する者の双方に対する特例措置をそれぞれ設けることとした。
- ② そのうち、幼稚園教諭免許を有する者に対する特例措置として、幼稚園等で 3 年以上かつ 4,320 時間以上の実務経験（参考：6 時間×20 日×36 ヶ月＝4,320 時間）を有する者（特例対象者）について、試験科目の一部を免除するとともに、残る試験科目についても、通常は履修科目 34 単位を必要とするところを、8 単位の履修をもって免除することで、全ての試験科目を免除。
特例対象者は、実務経験及び 8 単位の履修を証明する書類を提出することで、保育士試験の全てを免除される。

（3）地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正による新たな手数料の規定

- ① 特例対象者については、筆記試験及び実技試験を行わず、試験免除の申請書類を審査するだけとなるため、そのコストは通常の場合より低くなる。
- ② そのため、国では、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」を一部改正し（平成 26 年 4 月 1 日付け予定）、既に定められている保育士試験の実施に係る手数料（12,700 円）とは別に、保育士試験の全部の免除の申請に対する審査に係る手数料（2,400 円）を定める予定。

3 改正内容

高知県児童福祉法関係手数料徴収条例において、保育士試験の全部の免除の申請に対する審査に係る手数料（2,400 円）を新たに規定する。

4 施行日

平成 26 年 4 月 1 日

都道府県 保育士試験ご担当者 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

保育士試験料の新設について（第 2 報）

保育士試験に係る業務につきましては、かねてより格段のご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

12 月 6 日付けの事務連絡において、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」（平成 12 年政令第 16 号）（以下「政令」という。）に規定される保育士試験料について、新たな試験料を設けることのご連絡をしました。

政令案において、「厚生労働省令の規定による」と規定しておりますが、当該規定につきまして、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第第十一号）（以下「省令」という。）の現時点版の新旧案をお送りしますので、都道府県における法令審査等の参考にしてください。

○政令案

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十一条の規定に基づく厚生労働省令の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査

…2,400 円

○省令案

第六条の十一の二 都道府県知事は、厚生労働大臣が定める基準に該当する者に対しては、その者の申請により、筆記試験及び実技試験の全部を免除することができる。

② 前項の免除を受けようとする者は、前項に規定する基準に該当することを証する書類を添えて、都道府県知事に申請しなければならない。

※「厚生労働大臣が定める基準」については、別途、「保育士試験の実施について」（雇児発第 1201002 号）を改正。児童福祉法施行規則第 6 条の 9 第 4 号（いわゆる知事認定）と同様、当該通知において対象者の基準を規定。

○通知において規定する内容

(対象者)

- ・ 幼稚園教諭免許状を有する者であって、指定保育士養成施設において本通知別表①に規定する試験免除科目の全部を修得した者
- ・ 幼稚園教諭免許状を有する者であって、特例対象施設において「3年かつ4320時間」の実務経験及び指定保育士養成施設において本通知別表②又は③に規定する試験免除科目の全部を修得した者

(申請時期)

- ・ 毎年、4月から5月及び10月に行う（現行では年1回ですが、全科目免除の者については、年2回の機会を設けることを通知で定めます。）

○今後のスケジュール

政令	省令	通知
【パブリックコメント】 平成25年12月7日 ～平成26年1月5日	【パブリックコメント】 平成25年12月13日 ～平成26年1月11日	
【公布】 平成26年1月下旬	【公布】 平成26年1月下旬（政令と同時）	【通知改正の発出】 平成26年1月下旬（政令と同時）
【施行】 平成26年4月1日	【施行】 平成26年4月1日	【施行】 平成26年4月1日

○参考資料

児童福祉法施行規則の一部改正概要及び新旧（案）

【照会先】

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課在宅保育係
TEL : 03-5253-1111（内線 7947）

児童福祉法施行規則の一部改正について

I. 趣 旨

平成 27 年度から本格施行が予定されている子ども・子育て支援新制度における新たな幼保連携型認定こども園においては、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有する者が必要となり、免許・資格の併有を促進していく必要がある。

幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得を促進するため、児童福祉法施行規則において保育士試験（筆記試験及び実技試験）の全てが免除される規定を追加するもの。

II. 概 要

幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得を促進するため、本省令において、都道府県知事は、厚生労働大臣が定める基準に該当する者について保育士試験（筆記試験及び実技試験）の全てを免除することができることとする。

III. 根拠法令

児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 21 条

IV. 施行日

平成 26 年 4 月 1 日

◎児童福祉法施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文

○児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）

改正案	現行
<p>第六条の十一の二 都道府県知事は、厚生労働大臣が定める基準に該当する者に対しては、その者の申請により、筆記試験及び実技試験の全部を免除することができる。</p> <p>② 前項の免除を受けようとする者は、前項に規定する基準に該当することを証する書類を添えて、都道府県知事に申請しなければならない。</p>	<p>(新設)</p>

(傍線部分は改正部分)

都道府県 保育士試験ご担当者 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

保育士試験料の新設について（第 2 報）

保育士試験に係る業務につきましては、かねてより格段のご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

12 月 6 日付けの事務連絡において、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」（平成 12 年政令第 16 号）（以下「政令」という。）に規定される保育士試験料について、新たな試験料を設けることのご連絡をしました。

政令案において、「厚生労働省令の規定による」と規定しておりますが、当該規定につきまして、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第第十一号）（以下「省令」という。）の現時点版の新旧案をお送りしますので、都道府県における法令審査等の参考にしてください。

○政令案

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十一条の規定に基づく
厚生労働省令の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査

…2,400 円

○省令案

第六条の十一の二 都道府県知事は、厚生労働大臣が定める基準に該当する者
に対しては、その者の申請により、筆記試験及び実技試験の全部を免除する
ことができる。

② 前項の免除を受けようとする者は、前項に規定する基準に該当することを
証する書類を添えて、都道府県知事に申請しなければならない。

※「厚生労働大臣が定める基準」については、別途、「保育士試験の実施につ
いて」（雇児発第 1201002 号）を改正。児童福祉法施行規則第 6 条の 9 第 4
号（いわゆる知事認定）と同様、当該通知において対象者の基準を規定。

○通知において規定する内容

(対象者)

- ・ 幼稚園教諭免許状を有する者であって、指定保育士養成施設において本通知別表①に規定する試験免除科目の全部を修得した者
- ・ 幼稚園教諭免許状を有する者であって、特例対象施設において「3年かつ4320時間」の実務経験及び指定保育士養成施設において本通知別表②又は③に規定する試験免除科目の全部を修得した者

(申請時期)

- ・ 毎年、4月から5月及び10月に行う（現行では年1回ですが、全科目免除の者については、年2回の機会を設けることを通知で定めます。）

○今後のスケジュール

政令	省令	通知
【パブリックコメント】 平成25年12月7日 ～平成26年1月5日	【パブリックコメント】 平成25年12月13日 ～平成26年1月11日	
【公布】 平成26年1月下旬	【公布】 平成26年1月下旬（政令と同時）	【通知改正の発出】 平成26年1月下旬（政令と同時）
【施行】 平成26年4月1日	【施行】 平成26年4月1日	【施行】 平成26年4月1日

○参考資料

児童福祉法施行規則の一部改正概要及び新旧（案）

【照会先】

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課在宅保育係
TEL : 03-5253-1111（内線 7947）

児童福祉法施行規則の一部改正について

I. 趣 旨

平成 27 年度から本格施行が予定されている子ども・子育て支援新制度における新たな幼保連携型認定こども園においては、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有する者が必要となり、免許・資格の併有を促進していく必要がある。

幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得を促進するため、児童福祉法施行規則において保育士試験（筆記試験及び実技試験）の全てが免除される規定を追加するもの。

II. 概 要

幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得を促進するため、本省令において、都道府県知事は、厚生労働大臣が定める基準に該当する者について保育士試験（筆記試験及び実技試験）の全てを免除することができることとする。

III. 根拠法令

児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 21 条

IV. 施行日

平成 26 年 4 月 1 日

◎児童福祉法施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文

○児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）

改正案	現行
<p>第六条の十一の二 都道府県知事は、厚生労働大臣が定める基準に該当する者に対しては、その者の申請により、筆記試験及び実技試験の全部を免除することができる。</p> <p>② 前項の免除を受けようとする者は、前項に規定する基準に該当することを証する書類を添えて、都道府県知事に申請しなければならない。</p>	<p>(新設)</p>

(傍線部分は改正部分)

事 務 連 絡
平成 2 5 年 1 2 月 6 日

各都道府県財政担当課 }
各都道府県市区町村担当課 } 御中
各指定都市財政担当課 }

総務省自治財政局調整課

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令について

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 1 2 年政令第 1 6 号）に定める手数料の標準額につきまして、消費税及び地方消費税の引上げ等に伴い、各省庁を通じて所管事務の積算を見直した結果、その一部を改正する予定です。

改正案につきましては、平成 2 5 年 1 2 月 7 日（土）から平成 2 6 年 1 月 5 日（日）まで行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）第 3 9 条第 1 項の規定に基づき、広く一般の意見を求めることとしています。

改正予定の手数料に係る概要等を別添のとおりお送りしますので、貴団体におかれましては、執務の参考としていただき、手数料条例の改正のご準備をよろしくお願いいたします。

また、貴都道府県内の各市町村においても手数料条例の改正が必要となる可能性がありますので、この旨、各市町村の財政担当課へ周知して頂きますようよろしくお願いいたします。

(今後のスケジュール予定)

平成 2 6 年 1 月下旬 公布
平成 2 6 年 4 月 1 日 施行

担当：総務省自治財政局調整課
畑中主査 高橋事務官
TEL：03-5253-5619（直通）
FAX：03-5253-5620

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案の概要

1 概要

消費税及び地方消費税（以下「消費税」と総称する。）の税率の引上げ等に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）に規定する手数料の額の標準について、見直しを行うもの。

2 改正内容

- ・ 消費税の税率引上げの影響により増額改定が必要となる手数料のうち、直近の人件費、物件費等の変動の影響を反映してもなお現行の額の標準に比して増額改定が必要となる28件について改定を行う。
- ・ 児童福祉法施行令第21条の規定に基づく厚生労働省令の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査に係る手数料の額の標準を新たに定める。

具体的な改正の内容は別表のとおり。

3 施行期日

平成26年4月1日（予定）

別表

(単位：円)

手数料の額の標準を改定するもの	現在の金額	消費税率引上げ 反映後	直近の person 費等 の変動反映後 【改定案】
児童福祉法施行令第 21 条の規定に基づく厚生労働省令の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査	—	—	2,400
消防法関係			
製造所の設置の許可の申請に係る審査 指定数量の倍数が 200 超	91,000	92,000	92,000
特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 貯蔵最大数量 1,000kl 以上 5,000kl 未満	820,000	830,000	830,000
同 5,000kl 以上 10,000kl 未満	990,000	1,000,000	1,010,000
同 10,000kl 以上 50,000kl 未満	1,100,000	1,110,000	1,120,000
同 50,000kl 以上 100,000kl 未満	1,400,000	1,410,000	1,420,000
同 100,000kl 以上 200,000kl 未満	1,640,000	1,650,000	1,660,000
同 200,000kl 以上 300,000kl 未満	3,850,000	3,870,000	3,880,000
同 300,000kl 以上 400,000kl 未満	5,090,000	5,110,000	5,100,000
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 貯蔵最大数量 1,000kl 以上 5,000kl 未満	1,120,000	1,130,000	1,130,000
同 5,000kl 以上 10,000kl 未満	1,330,000	1,340,000	1,340,000
同 10,000kl 以上 50,000kl 未満	1,480,000	1,490,000	1,500,000
同 100,000kl 以上 200,000kl 未満	2,120,000	2,130,000	2,140,000
同 200,000kl 以上 300,000kl 未満	4,330,000	4,350,000	4,350,000
一般取扱所の設置の許可の申請に係る審査 指定数量の倍数が 200 超	91,000	92,000	92,000
特定屋外タンク貯蔵所の完成検査前検査（溶接部検査） 貯蔵最大数量 10,000kl 以上 50,000kl 未満	950,000	960,000	990,000
同 100,000kl 以上 200,000kl 未満	1,650,000	1,660,000	1,720,000
同 200,000kl 以上 300,000kl 未満	3,180,000	3,190,000	3,320,000
同 300,000kl 以上 400,000kl 未満	3,890,000	3,900,000	4,060,000
同 400,000kl 以上	4,450,000	4,470,000	4,650,000
特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査 貯蔵最大数量 5,000kl 以上 10,000kl 未満	410,000	420,000	430,000
同 50,000kl 以上 100,000kl 未満	920,000	930,000	960,000
同 100,000kl 以上 200,000kl 未満	1,160,000	1,170,000	1,210,000
同 200,000kl 以上 300,000kl 未満	2,830,000	2,840,000	2,950,000
同 300,000kl 以上 400,000kl 未満	3,470,000	3,480,000	3,620,000
同 400,000kl 以上	4,000,000	4,010,000	4,170,000
道路交通法第 51 条の 13 第 1 項第 1 号イの規定に基づく放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う講習	19,000	20,000	20,000
職業能力開発促進法施行令第 3 条第 1 号の規定に基づく技能検定試験の実施	16,500	17,200	17,900
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 51 条第 1 項の規定に基づく狩猟免許の更新の申請に対する審査	2,800	2,900	2,900

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。</p>			
<p>七 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十</p>	<p>1 児童福祉法第十八条の八第二項の規定に基づく</p>	<p>七 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十</p>	<p>児童福祉法第十八条の八第二項の規定に基づく保育</p>
<p>一万二千七百円</p>	<p>金額</p>	<p>一万二千七百円</p>	<p>金額</p>

<p>七の二 児童福祉法 第十八条の十八第 三項並びに児童福 祉法施行令</p> <p>第十七条 第一項及び第十八 条第一項の規定に</p>	<p>八条の八第二項の 規定に基づく保育 士試験の実施に関 する事務</p>				
<p>1～3 (略)</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="657 533 1177 784"> <p>2 児童福祉法施 行令（昭和二十 三年政令第七十 四号）第二十一 条の規定に基づ く厚生労働省令 の規定による保 育士試験の全部 の免除の申請に 対する審査</p> </td> <td data-bbox="1177 533 1372 784"> <p>く保育士試験の 実施</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="657 784 1177 1093"> <p>二千四百円</p> </td> <td data-bbox="1177 784 1372 1093"></td> </tr> </table>	<p>2 児童福祉法施 行令（昭和二十 三年政令第七十 四号）第二十一 条の規定に基づ く厚生労働省令 の規定による保 育士試験の全部 の免除の申請に 対する審査</p>	<p>く保育士試験の 実施</p>	<p>二千四百円</p>	
<p>2 児童福祉法施 行令（昭和二十 三年政令第七十 四号）第二十一 条の規定に基づ く厚生労働省令 の規定による保 育士試験の全部 の免除の申請に 対する審査</p>	<p>く保育士試験の 実施</p>				
<p>二千四百円</p>					
<p>七の二 児童福祉法 第十八条の十八第 三項並びに児童福 祉法施行令（昭和 二十三年政令第七 十四号）第十七条 第一項及び第十八 条第一項の規定に</p>	<p>八条の八第二項の 規定に基づく保育 士試験の実施に関 する事務</p>				
<p>1～3 (略)</p>	<p>士試験の実施</p>				

標準令の項番号:7

標準事務:児童福祉法第十八条の八第二項の規定に基づく保育士試験の実施に関する事務

標準事務のうち手数料を徴収する事務:児童福祉法施行令第21条の規定に基づく厚生労働省令の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査

直近の改正:新設

【参考】筆記試験等の受験者(全部を免除されない者)

単価積算根拠

区分	調査表2における見直し後の標準額	
	金額	円
人件費	2102.40	円
	事務ア 1事務内訳①	3942.00 円/人・時 × 0.53 = 2102.40 円
物件費	232.20	円
	印刷費等	232.20 円
	印刷製本費	215.00 円 × 1.08 = 232.20 円
その他	82.00	円
	通信運搬費	82.00 円
計	2416.60	円
1件当たり単価 (端数処理後)	2400	円 ※端数処理は各手数料における従来の方で行ってください。

金額	2400 円 D
----	----------

区分	調査表1における見直し後の標準額	
	金額	円
人件費	8572.52	円
	事務ア 1事務内訳①	4216.00 円/人・時 × 2.03 = 8572.52 円
物件費	919.73	円
	印刷費等	919.73 円
	①消耗品費	100.00 円 × 1.08 = 108.00 円
	②印刷製本費	751.60 円 × 1.08 = 811.73 円
その他	3260.17	円
	①謝金・賃金	1254.90 円
	②旅費	310.03 円
	③通信運搬費	135.00 円
	④会場借料	1560.24 円
計	12752.42	円
1件当たり単価 (端数処理後)	12700	円 ※端数処理は各手数料における従来の方で行ってください。

金額	12700 円 B
----	-----------

注 表中のアルファベットは調査表に対応しています。

○ 児童福祉法関係

(新規追加となる手数料事務)

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十一条の規定に基づく厚生労働省令の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査

(追加理由)

認定こども園法の改正により新たに創設される「幼保連携型認定こども園」においては、その職員である保育教諭が、保育士資格と幼稚園教諭免許状とを併有することを原則としている。「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成24年法律第66号。以下「法」という。）附則第5条に基づき、法施行後5年間は、幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかを有していれば、保育教諭として勤務できる経過措置を設けているが、経過措置終了に備えて、この間にもう一方の免許・資格の取得を促進する必要がある。このため、平成25年8月より経過措置終了までの期間に、経過措置が適用される者を対象として、保育士資格の取得に必要な単位数等の特例を設けている。

現在の標準令に規定されている保育士試験の実施に係る手数料については、学科試験の際の試験監督への謝金や会場代などが含まれているが、上記特例対象者は、学科試験及び実技試験が免除されることにより、保育士試験の実施に要するコストが他の保育士試験の受験者に比べて著しく低いこと、新制度の円滑な実施のために保育教諭を確保するための環境整備を図る必要があることから、現行の手数料に加え、保育士試験の全部の免除の申請に対する審査に係る規定を新たに創設する必要がある。

(手数料積算根拠)

	現行	消費税率引 上げ反映後	直近の人件費等 の変動反映後 (改正案)	消費税以外の増減原因
人件費	—	—	2,102.4円	
物件費等	—	—	312.2円	
手数料(端数処理後)	—	—	2,400円	

(参照条文)

○ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抄）

第十八条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、保育士となる資格を有する。

二 保育士試験に合格した者

第十八条の八 保育士試験は、厚生労働大臣の定める基準により、保育士として必要な知識及び技能について行う。

二 保育士試験は、毎年一回以上、都道府県知事が行う。